

資料 1

「槇尾川の治水対策に関する府の方針」の地元への報告について

日 時 平成 23 年 2 月 15 日（火曜日） 17 時 10 分～24 時 20 分
場 所 大畑町民会館（和泉市仏並町）

< 地元の主な意見 >

- 1．地元との信頼関係無くして事業は進まない。代替案を示さず中止のみの報告という今回のやり方では、何事も進まない。
- 2．過去 3 回の意見交換では、地元の意志はダム推進。今回の知事の判断には裏切られた思い。（何もしないということだ）
- 3．まず、しっかりとした代替案を示した上で、中止か否かの判断をすべし。手順が逆なので再考しかない。
- 4．知事が出席した地元との交渉の場が必要。（日程調整を約束）
- 5．今回のやり方で信頼関係は失墜した。修復できるのは知事しかいない。
（和泉市長）
- 6．正義はすたってはならない。知事の方針転換した大義が理解できない。知事はひとり芝居をするな。
- 7．「まちのかたちそのものを変えなければならない。」とあるが、知事にその権限はない。
- 8．弁護士に相談の結果、知事が議会に上程し議決を得て執行した分の損害賠償を知事に請求する。